

政党助成制度の廃止を求める意見書（案）

国会議員の歳費のほかに毎月支給される「文書通信交通滞在費」について、制度のあり方が問題となり、抜本的な見直しが急がれています。

同時に、国会議員や政党に関わる税金の使い道として、国会議員数などに応じて各政党に配分する「政党交付金（政党助成金）」のあり方が、改めて問われています。

政党交付金は年間で総額約 320 億円、国会議員 1 人あたりに換算すると年間約 4500 万円にもなります。

政党助成制度は、1995 年に導入され、金権腐敗政治の温床である企業・団体献金を制限する目的とされていたにもかかわらず、実際には、政党本部・支部に対する企業・団体献金が温存され、政党交付金との二重取りが続けられています。

そもそも、国民は、自らの思想・政治信条に従い、支持政党に寄附する自由と権利を持っており、政治資金の拠出は、国民の政治参加の権利そのものです。ところが、税金を政党に配分する政党助成制度の仕組みによって、国民は支持しない政党に対しても、事実上強制的に寄附させられる状況となっています。こうした制度は、「思想・信条の自由」や「政党支持の自由」に反するものです。

政党は、国民の中で活動し、国民の支持を得て、その活動資金をつくるのが基本です。政党の活動が税金頼みとなることで、金（カネ）への感覚が麻痺し、「政治と金」の問題など腐敗政治をつくりだす原因にもなっています。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、政党助成制度の廃止を強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
法務大臣 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿